

美ら島沖縄総体2010

青天を越え風を切り闘志を夏に輝かす

ハンドボール競技

開会式 7月31日(土)午後4時
浦添市でたこホール大ホール

競技日程 8月1日(日)～6日(金)
浦添市民体育館・多目的屋内運動場

空手道競技

開会式 8月8日(日)午後4時
浦添市民体育館

競技日程 8月9日(月)～11日(水)
浦添市民体育館

県代表チームとして、市内からは陽明高校(ハンドボール女子)と浦添高校(空手道女子)が出場します。また、ハンドボールでは浦添市内の中学校を卒業した生徒が多数出場します。どなたでも入場できますので、皆様の応援をよろしくお願いします!

問い合わせ
高校総体推進室
☎876-1234(内線6172)

ココストア
ガンリンスタンド
せせらぎ公園
宮城小学校
宮城児童館
小湾川
全面通行止め

宮城児童館前道路通行止め(試験運用)について
道路課
☎876-1234
(内線4564)

おしらせ

児童の安全のため、宮城児童館前の道路を歩行者専用道路にしてほしいとの要望が多く寄せられましたので、以下の日時より全面通行止め(試験運用)を実施します。図の通り迂回していただきますようお願いいたします。

開始日 7月17日(土)から
場所 浦添市宮城地内

サマージャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて3億円、2等も1億円
新登場の1000万サマーと同時発売!

発売期間 7月7日(水)～30日(金) **抽選日** 8月10日(火)

◆1等 2億円×33本 ◆前後賞 各5,000万円
◆2等 1億円×99本

宝くじは各宝くじ売り場で購入してください。通信販売で買うこともできます。この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

高齢者訪問調査にご協力ください

地域支援課
☎876-1234
(内線3541)

浦添市では、65歳以上の方を対象に、元気に日常生活を送っているか、困りごとはないかなどについて『高齢者実態把握調査』を行っています。

この調査は、高齢者のサービス調整や今後の高齢者福祉政策を推進するための資料として活用されます。調査は、各中学校区域保健福祉センターの職員が、直接皆さんの自宅を訪問して行います。調査で知り得た個人の秘密は厳守されますので、日常生活の困りごと、介護や保健福祉サービスについてなど、安心してお気軽にご相談ください。

父子家庭への児童扶養手当支給開始について

児童家庭課
児童扶養手当担当
☎876-1234
(内線3612)

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

手当を受給するためには窓口での申請が必要です。

すでに父子家庭としての支給要件に該当している方は、8月1日より事前に事前相談ができます。

申請手続など詳しいことは、児童家庭課までお問い合わせください。

支給要件

次の①～⑥のいずれかに該当する児童を監護し、かつこれと生計を同じくしている父を児童扶養手当の支給対象とします。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②母が死亡した児童
- ③母が一定程度の障がいにある児童
- ④母の生死が明らかでない児童
- ⑤その他(母が1年以上遺棄している児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)

手当額(月額)

受給資格者が監護・養育する子どもの数や所得等により手当額が決まります。

○児童一人の場合

毎月1日は 飲酒運転根絶の日です

飲酒運転は、重大な犯罪です。社会的な非難も大きく、重い処罰に加え、事故を起こせば多大な賠償も求められます。

飲酒運転 NO

浄化槽を利用している家庭が、家を解体する際や下水道に接続する際には、必ず浄化槽のくみ取りをするようお願いいたします。

くみ取りを行わないと、浄化槽内の汚泥をそのまま投棄する行為(不法投棄)となり、法律違反となります。

また、くみ取りをしないまま埋めてしまった浄化槽は、浄化槽内に石や砂が入り込み、後からくみ取り作業ができなくなります。必ず解体時にくみ取りを行うようにしましょう。

浄化槽の管理は設置者の義務です。最後まで適正な管理を心がけましょう。

◆くみ取り・清掃業者

許可業者 山川和夫
☎090-33328-9738

母子及び父子家庭等医療費助成の「現況届」について

母子家庭課
☎876-1234
(内線3613)

母子及び父子家庭等医療費助成を受給中の方(児童扶養手当の受給者は除く)は、受給資格確認のため「現況届」の提出が必要です。

この届け出がない場合、8月以降の医療費助成が受けられなくなり、必ず届け出を行ってください。児童扶養手当受給者については、8月中に受付を行います。

受付場所 児童家庭課
受付期間 7月5日(月)～23日(金) 土日祝日は除く
受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

所得の申告がお済みでない方は、現況届を提出する前に所得の申告と確認をする必要があります。

市民相談・法律相談および行政相談窓口の案内

市民相談・消費生活相談室
☎876-1234
(内線7311)

市民相談

月～金曜日 午前9時～午後9時(昼食時は除く)

内容 市民生活に関わる市民の一般相談および市行政に対する苦情や意見、要望等

法律相談

毎週火曜日 弁護士相談
午後2時～4時30分
毎週水曜日 司法書士相談
午後2時～4時30分
毎週木曜日 司法書士相談
午後7時～9時

内容 市民生活に関わる諸々の法律相談(要予約)

行政相談

毎月第1・2・3木曜日
午後2時～4時

内容 行政機関等の業務に関する苦情の相談

消費生活相談

毎週月・水・金曜日
午前10時～午後4時

内容 消費生活に関する相談

※相談は無料、秘密は厳守です。

全部支給 417200円
一部支給 98500円～417100円

○児童二人以上の加算額

二人目は50000円、三人目以降一人につき30000円を加算します。

※申請には事前相談が必要です。